

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (30. 2 定)			
日 時	平成 30 年 6 月 18 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 2 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐々木委員長、中村（吉宏）副委員長、酒井（隆裕）・松田・ 齊藤・面野・小貫・山田・横田各委員		
説明員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長 保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した佐々木です。もとより微力ではありますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、副委員長には、中村吉宏委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、斉藤委員、山田委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高野委員が酒井隆裕委員に、濱本委員が横田委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、立憲・市民連合、公明党、共産党の順といたします。

自民党。

○横田委員

◎辻立ちについて

選挙管理委員会へお伺いいたします。個人の氏名のみを記載したのぼりを持って、街頭等で演説などの政治活動をする行為、これは公職選挙法に違反するの可否かをお答えください。

○選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会といたしましては、違法かどうかという判断をする立場にはございませんが、一般論で申し上げますと、公職の候補者等が行う個人の政治活動において、氏名または氏名が類推される事項を掲示することができるものについては、公職選挙法第143条第16項の各号において規定されているものですが、氏名のみが書かれたのぼりを持って街頭演説をするという行為についてはこれに当たらず、できないこととされております。

○横田委員

何か回りくどくてわからないのですけれども、違法か違法ではないかの判断は選挙管理委員会ではできないということですか。

○選挙管理委員会事務局次長

ある行為が違法かどうかについては、最終的には司法の判断となるものでございます。

○横田委員

それはもちろんわかっているのですけれども、選挙管理委員会の業務の中にそういうことはないということですか。今私が聞いたのは、氏名のみを記載しているのぼりですよね。これは第143条第16項の中にないので、公選法違反ということではないのですか。判断というのではなくて法の解釈をお願いします。

○選挙管理委員会事務局次長

先ほどの答弁と同じになりますけれども、氏名のみが書かれたのぼりを持って街頭演説をする行為というのは、先ほどの第143条の条項の各号には当たらないので、できないということとされております。

○横田委員

できないということは違法なのですよね。それで、そうした違反の状態でも政治活動していることを市民からの通報ですとか、あるいは現実に写っている写真があると。それで当該行為者が特定できる場合には、選管としてはど

のような措置をとられるのですか。

○選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会は、いわゆる取り締まりのための機関ではございませんので、一般的にそのようなことがございましたら、公職の候補者等の政治活動において違反のおそれがあるという行為が確認できましたら、公職選挙法等関係法令の解釈を説明の上、差し控えるようにということをお伝えしております。

○横田委員

取り締まり機関ではないのはもちろん重々知っておりますけれども、そういう外形的に見て、あるいは写真等があって特定できる場合には指導、注意をすると、こういうことでよろしいですか。

○選挙管理委員会事務局次長

その認識でよろしいかと思えます。

○横田委員

これまでそうした措置というのでしょうか、のぼりの件に関してで構いませんが、ほかにいろいろなグレーのところがあって、いろいろな注意もされているのでしょうかけれども、こののぼり等に関して、今言った措置を選管がとったことはありますか。

○選挙管理委員会事務局次長

過去何件かそのようなことはございます。

○横田委員

個別のことはいいですけども、どのような事例があったかお聞かせください。

○選挙管理委員会事務局次長

さまざまな事例があるかと思うのですが、委員からのお話のとおり、個人の氏名のみを記載したのぼりを掲示しての街頭演説などのケースもございます。

○横田委員

そうした措置に対して、被措置者というのですか、措置を受けた者はどのような反応を示しましたか。

○選挙管理委員会事務局次長

そのような案件に対しましては、こちらから法の解釈等を御説明の上、差し控えるようお伝えはしておりますが、おおむね御理解はいただいているのかなというふうに思います。

○横田委員

そういう指導なり注意を受けた人たちは、理解してその措置に従っているということですか。

○選挙管理委員会事務局次長

おおむね御理解はいただいておりますけれども、その後の情報がない場合も多いので、確認はとれておりません。

○横田委員

それでは、市長にお聞きいたしますが、第 1 回定例会のときも、私も質問させていただいたのですが、森井市長ののぼりについて違法性と言いましょうか、違法の疑いがあるのではないかということで指摘をさせていただきました。市長は、そのときの答弁で、違法性というのは状況であったり、さまざまなことで判断されるのだと、今後においても今までと同じように活動を続けていくと、こういうふうに答弁されたのです。状況であったり、さまざまなことで判断というのは、どういうことですか。

○市長

私がお話したのは、私自身はそれに伴う明確な基準などが示されていないのではないかと。私に限らず氏名等を類推されるようなのぼりを使われて政治活動をされている方々は、小樽市内を含めてたくさんいらっしゃるというふうに思っておりますので、それがしっかり示されていない中では、私自身は判断はしかねると思っております。

ます。

そのような中で、私があるときに答弁したのは、そのような状況等を含めて、先ほど、選挙管理委員会は司法判断というふうにおっしゃってはいましたけれども、選挙管理委員会や警察等において最終的にそのような状況を見て判断されるのではないかとということで答弁をさせていただいているところでございます。

○横田委員

先ほど冒頭で選挙管理委員会の見解をお伺いしたときには、違法だという話ですよ。それは判断ではなくて法の解釈を私は聞いたのです。そうしたら、それは公選法に抵触するだろうと、言い方は少し違ったかもしれませんが、そういうことですよ。

それで、そのことを含めて違法ではないのかとお聞きしたのです、第1回定例会で。そのときには今言ったように、状況だとかさまざまなことで判断されるというのですけれども、違法性が阻却される状況だとか、さまざまなことというのはどういうことなのでしょうかとお聞きしたのです。そういう場合があるということでしょう。旗を持ってやっても違法性がないというふうに判断されることがあるというように答弁されているわけで、それをお示しいただきたいなと思います。

○市長

先ほども答弁いたしましたけれども、私自身は明確な基準などにおいては示されていないと思っておりますので、私個人としては判断はしかねると思っております。

そのときに答弁したのは、先ほどもお話ししましたけれども、例えば選管であったり、捜査機関であったり、そのような方々がその状況やさまざまなことによって、それが違法かどうか、またはそれに対して取り締まりするかどうかということは判断されるのではないかとということで答弁をさせていただいたところでございます。

○横田委員

全くかみ合わないですね。明確なことが記載されていないと、公職選挙法第143条第16項に記載してあるのですよ。これ以上の明確なものはないですよ。

それで、司法の判断だとか何だかの判断というふうに今おっしゃいましたけれども、市長はこうやって言っているのです、繰り返しになるけれども。のぼりの違法性は状況であったり、さまざまなことで判断されるのだと。さまざまなことだとか状況というのは、どういうことなのですか、市長の口からおっしゃったのですからね。さまざまなことの中には、何でもないということになるのでしょうか。それをお示しくださいという質問です。

○市長

また繰り返しになってしまうかもしれませんが、何度もお話ししておりますが、先ほど来からお話ししているように、のぼりを掲げての活動ということにおきましては、私のみならず小樽市内において政治活動をされている方々ののぼり等を活用されながら取り組んでいるかと思っております。もともと横田委員からこのような御指摘をされる前におきましては、自民党の議員の方々も同じようにのぼりを掲げられて活動している姿も何度も見ているところでございます。ですので……

○委員長

市長に申し上げます。質問に端的に的を射た回答をお願いいたします。

(「はい」と呼ぶ者あり)

今の部分については、関係ないというふうに判断をいたします。

○市長

ですから、私自身は、そのような活動も含めて私なりに参考にさせていただいたり、そのような活動等を見定めながら私なりに取り組んでいるところでございます。

ですから、活動に伴う明確な基準等が私は示されていないと思っておりますので、そのことにおいては私からは

判断しかねると考えているところでございます。

○横田委員

御指摘していただきましたけれども、市長、ほかの人がやっているから俺もいいべということですよ、今言っているのは。それから、私が2月にこの質問をしたときには、今、自民党もと言いましたけれども、自民党、それから私の知っている人は一切個人名の記載のみののぼりはしておりませんから。蛇足になりますけれども。

私は行政のトップにある人が法令遵守と言うのでしょうか、それをなおざりにして、ほかの人もやっているのもそういうものを参考にさせてもらったみたいな、そういう話はとてもではないけれども理解できません。

市長は、まだ現在も続けておられるのですか。

○市長

はい、私は今でも政治活動は続けさせていただいております。

○横田委員

政治活動は当然して全く構わないのですけれども、同じのぼりを掲示してやっておられるのかということです。

○市長

横田委員とのやりとりを以前に御指摘された後には、私自身、それもいまだに続けているところでございます。

○横田委員

地方公務員法第32条を総務部からお聞かせください。

○（総務部）職員課長

地方公務員法第32条、「職員は、その職務を遂行するに当つて法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と規定されております。

○横田委員

公務員の法令遵守義務の規定なのですが、職員に市長は入りますか。

○（総務部）職員課長

基本的に地方公務員法は、一般職に属する職員に適用される条文でございますので、この場合、第32条については市長には適用されておられません。

○横田委員

そのとおりなのです。ただ、公務員、職員にそういう義務があるのに、明文はないけれども、市長には法令の遵守義務はありませんよということではよろしいですか。

○（総務部）職員課長

地方公務員法のほかにも法令上、市長の法令遵守についての直接的な規定は見当たらなかったのですが、行政は法律や条例に基づいて行わなければならないという、いわゆる法律による行政の原理がございますので、行政の執行機関である市長が法令遵守をしなければならないというのは、当然の法理だと考えております。

○横田委員

そのとおりです。前にも言いましたけれども、全ての公務員の業務は必ず法令に根拠があるのです。それはこの前も議論したので言いませんけれども、市長は現在も続けておられると言った。それから、先ほど選管は、そういう通報なりなんなりがあったら注意、指導するということです。

市長は、選挙管理委員会から注意を受けましたか。

○市長

選挙管理委員会からそのようなお話は受けたことはございます。

○横田委員

受けて、どうされましたか。そのままですか。

○市長

どうされたのかというのは、活動をその後どうされたかということですか。

(「その違法の注意された状態をどうされたかということですね」と呼ぶ者あり)

そのときにおいて、基本的には公職選挙法なり、今ののぼりの案件においてもそうですけれども、私個人の活動を縛るものではないというふうに思っております。つまり、政治活動において、または選挙において、全ての方々がそのルールに基づいて取り組まれていることだというふうに認識をしております。その中で、このようなのぼりまでは使える、このようなのぼりまでは使えないということを具体的に説明は受けていないとともに、先ほどもお話しさせていただいたように、多くの皆様がそのように活動されている状況もありますので、やはり一定のルール等も含めてお伝えをしていただかないと、それがどのように改善を図ればいいのかということも、私自身は対応ができませんので、現状においては、これはそのまま、その後も続けているというところでございます。

○横田委員

めちゃくちゃですね、今の論理は。信じられないです、市長の口からそういうお言葉が出るのは。

公職選挙法と先ほどから言っていますが、そこにこういうものはだめだよと書いてある法律があるのです、御存じでしょうけれども。それに基づいて、執行機関から独立した行政委員会ですよ、選挙管理委員会というのは。たまたま市の職員が事務局をやっていますが、外部の委員長もおられる、そういう機関から指導、注意を受けたけれども、いや、俺は知らないよと、そういう形だと思いますが、そんなことが、だけでも、市長は本気で言っているのですか、先ほど言われたことを。もう一度お答えください。

○市長

私は、知らないよとは一言も言っておりません。御指摘のとおり、そのような活動をするに当たっては、のぼりももちろんそうですけれども、立て看板であったり、または、たすき、ポスター、その他さまざまなそのようなツールというか、いろいろなものにおいてルールというものは決められているというのは、私自身も認識しているところでございます。

先ほどもお話しさせていただきましたけれども、その中でこのぼりというものにおいて、どこまでのものがそのように掲げられるのか、つまりは、名前だけだったらだめなのか、または何かを書かれていれば名前が入っていても大丈夫なのか、または名前は一切だめなのか、そのようなことにおいては選挙管理委員会からも具体的にこの部分までだったらできますよ、ここからはできませんというようなラインは引かれていないところでありますので、今後、ほかの方々の活動等の現状も含めて、それがどのようにルール化されるのか、どこが基準なのか、やはりそれを示されなければ、私もそれに対して対応するということが難しいというところでございます。

○横田委員

選管からそれを指導されたのではないですか。そののぼりはまずいですよと。

○市長

先ほどもお話しさせていただいたように、選管からは、そののぼりがそのようなものになり得る可能性があるということで、お話は受けたことはございます。

○横田委員

それなら、先ほど言ったように、名前だけならだめなのか何とかかんだかと、名前だけなのはだめなのですよ、氏名のみは。類推もありますけれどもね。それを明確に選管が示してくれないからと、そんな話はあるのですか。

全国市区選挙管理委員会連合会というところが中央にあります。私はメールでのやりとりだけですけれども、その権威のある方いろいろやりとりをして、当然ながら氏名だけのものは論外ですと言われております。それから、こうこうこういう要件が満たされれば大丈夫だということもお聞きしております。それを、そういうことをみずから注意を受けたのに、それではどうなのだというのも勉強もされないで、きちんとしたものを示してくれないか

ら俺は守れないのだと、それは行政のトップとして……。

まず、簡単なのですよ。違法性を指摘されているのだから、それを持たなければいいか、あるいは合致しているものをつくれればいいのです。それだけなのです。それをしないで、引き続きずっとやっているというのは、そして、市民の皆さんがそれでいいだろうと言うだろうと、そんな話はないでしょう。きちんと、まず、自分で今言ったように、違法ではないことをして、そして、ほかにも、あそこにも、誰もいるからと選管に言うなりなんなり、それならいいですけども、ほかにもやっておられるからいいだろうというのは、それは全く論外なお話だと思いますので、先ほど市長がお話しされたことを訂正されるのか、そのまま言うのか、もう一度お願いいたします。

(「取り消しなさい」と呼ぶ者あり)

(「何も難しいことは聞いていないですよ」と呼ぶ者あり)

○市長

ごめんなさい、今の質問の中で、どの部分を訂正するかしないかということがわからないので、訂正をするということにおいては、今、答弁のしようもありませんが、先ほどからお話しさせてもらっているように、そのように可能性があるということでの御指摘自体はありますから、今後においてののぼりのあり方ということにおいては、考えていかなければならないのかなというふうに思っておりますけれども、何度も繰り返しますが、公職選挙法そのものにおきましては、市長であったり、私個人の行動を制限する、縛るものではなくて、政治活動等が続けられている多くの方々と同じルールのもとで取り組まれるものであるというふうに思っております。

ですので、それに伴うルールが示されて、そのラインがしっかり明確になった中で、それに見合うものに変更する場合においては変更していきたいというふうに思っているところでございます。

(「違法なことやり続けるって言ったんだよ」と呼ぶ者あり)

○横田委員

御理解していただいているようですが、全国でも、そういう紹介をしたし、繰り返しになるけれども、選管も氏名のみはだめだと言っているのですよ。それを何かほかにもやっているから、その人たちとルールが一本化されなければなんて。今、ほかに誰がやっているのですか、御存じなのでしょう。

○市長

どなたがそれをやっているかということにおいては、この場においての私の答弁からは差し控えさせていただきます。

○横田委員

市長は、ほかにもやっているから、ルールというか、何か一本化されなければ私はまだやめないのだというお話ですけども、全然議論としておかしいと思わないのですか、御自分でおっしゃっています。

何回も言うけれども、名前だけは違法なのです。それをこれからまだやり続けるというお話ですけども、私が先ほど言ったのは、そういうおそれがあるのなら、まずは掲示しないか、あるいは合致したものがきちんと書いてありますから、3分の1理論だとかというのが、全選連というのですが、そこにお聞きになってみてください。きちんと書いてあります、3分の1理論というのが、ここで言うと長くなりますから、言わない。後で資料をあげますから読んでください。そういうものにするか、あるいは持たないかを、わかりましたと言えないのですかね。やり続けるというお話でしょう。

(「許されないよ、そんなこと」と呼ぶ者あり)

それが首長のお言葉とはとても思えません。

何を言っても無駄でしょうから、やり続けるならやり続けてください。それは我々がきちんとした措置をとらざるを得ないようなことになるかもしれませんし。大体、ネットでこの中継を聞いている人たちは、何か違法なことをずっとやり続けるのかという話になりますよ。

◎公務員の地位利用について

もう 1 点、先般、山田議員の会派代表質問で、企業の社長のところに推薦する人を連れて行って、社長にお会いせたとお話がありました。それで市長は、「さまざまな場所に時として挨拶に伺うことはございますが、この件がどなたのお話なのかは見当が付きません。また、一般的にこれから政治家を志す方を紹介する行為につきましても、政治活動の一環であるものと認識をしております」、やるということですよ。

市長にお聞きしますが、市長は、市議会議員に立候補する、来春のでしょうね、新人の挨拶のために企業へ赴いて打診したことがあるということですよ。

○市長

山田議員への答弁でもお話ししましたが、そのお話が何のお話なのか全く見当がついておりません。ですので、山田議員がおっしゃったようなことにおいては行ってはおりません。

○横田委員

企業名は申し上げませんが、山田議員からは、某企業に行ったときに、市長がこういう者を連れて行ってよいかという打診が市長からありましたよということを某企業の社長から聞いたと言うのです。要するに、挨拶に行っていてよいかということですよ。市長、笑っている場合ではないよ。そういうことをしたことはないのですか。本当はないのですか。

○市長

その打診とかも含めて、どういうやり方をしたのか、例えば電話でアプローチしたとか、どこかですれ違いざまに話をしたのかとか、そんなことも全然わかりませんし、何度も言いますけれども、山田議員がおっしゃるようなアプローチ、やりとりの仕方というのは、私には全く身に覚えがありません。

○横田委員

答弁の中で、先ほども言ったけれども、一般的にこれから政治家を志す方を紹介する行為、政治活動の一環であるとおっしゃっているのですよね。それはそれでいいのですか、認めるのですね。企業等へ行って、連れて行って、今度、この人が来春に出るからというようなことは政治活動の一環であると言っていますよ、市長は。それはそれでいいのですか。答弁で言っているでしょう。

○市長

私は答弁で、これから政治家を志す方を紹介する行為については政治活動の一環であるというふうに認識はしておりますので、そのように答弁はしております。

○横田委員

そういうことを認識していて、これからもやっていくということなのでしょう。一切やめるということですか。やるからこそ、今、そんな認識を持っているということなのではないのかな。お伺いします。

○市長

横田委員の今の質問の中で、表現として、来年立候補するから紹介するみたいな表現があったかと思います。私は正直、一度もこの方が来年立候補しますからという紹介をしたことがないです。私自身も立候補というのは、選挙の当日、届け出を出して初めて立候補となりますので、ですからその方自身が来年出るかどうかというのも多分きっとこれからでしょうし、もしかしたら政治活動の中でさまざまな訴えをしたりとかするけれども、選挙に出るかどうかというのはまだ未定だというふうに思っておりますので、私は今まで誰に対しても、例えばどなたか政治活動をしている方がいたときに御紹介する中で、この人が立候補しますのでと言ったことはありません。

(「いや、それはわかった、それは聞いていない、そこは」と呼ぶ者あり)

○市長

でも、そのことを引き合いにお話しされておりますので、私は何度も言いますけれども、政治家を志す方を紹介

する行為においては政治活動の一環であると思っているので、それについては私自身は認識もしておりますし、そういう活動をするということは私自身もあり得ます。でも、先ほど言った横田委員の質問のようなことを行っているわけではございません。

○横田委員

いや、私は来春の選挙云々というのは少し言い過ぎましたけれども、紹介ということは、この人がという話になると思うのですけれども、あるいは何で紹介しに連れて来たのかというのは、向こう側はすぐ感じると思いますよ。そういうことは続けていかれるということでもいいですね。

○市長

山田議員からも御質問がありましたが、やり方においては、企業に打診をしてですか、それで、その方を紹介したいのだけれどもというような表現をされているのですけれども、何度も繰り返しますが、そのような方法を私自身はとっていないので、身に覚えがないというところでございます。

○横田委員

それはわかりました、先ほどの話で。ただ、政治活動の一環としてするのだというお話ですから、今後もやられるのでしょうかとお聞きしたのです。

○市長

そのことのために、どなたかに企業ですか、電話をして紹介するという手法を今までとったことはありませんので、今後においてもそういうことはないのではないかなというふうには思います。ただ、現状においては断言のしようもありません。

○横田委員

何でこんなことを聞いているかということ、公選法第136条の2とありますけれども、これについて選管からお聞かせください。

○選挙管理委員会事務局次長

あくまで公職選挙法の解釈ということで述べさせていただきます。

ただいま委員がおっしゃったのは、公職選挙法第136条の2ということかと思いますが、それにおきましては、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について規定されております。その条の第2項第1号を要約しますと、地方公共団体の公務員が公職の候補者等を推薦、支持する目的をもって、その地位を利用して公職の候補者の推薦に関与することを禁止している条文でございます。

○横田委員

同項の公務員には市長は入りますか。

○選挙管理委員会事務局次長

地方公共団体の公務員ということで、入ります。

○横田委員

市長も第136条の2の公務員に入るのですよね。市長という立場で行くわけですから、そういった市長の立場を活用して誰かを紹介したり云々というのは、これは第136条の2に抵触する疑いのある行為だと思いますよ。これはもちろん断言はできませんけれども。ですから、そういう公務員の地位利用と疑われるような行為はおやめにされたほうがいいと思いますが、いかがですか。

○市長

そのような御指摘があるようなので、そこについては改めて勉強し直さなければならないというふうには思いますが、私自身は、御存じのように公選によって選ばれている政治家の1人であるというふうには思っております。私自身も特別職であり公務員でもありますけれども、それは市議会議員も同じように公務員であって、私は政治家と

しての活動というのは、議員の皆様と同じように取り組めるというふうに認識をしていたところでございます。それが市長だけではできないということが本当にあるとするならば、それは控えなければならないというふうに思いますので、そこは改めて確認の上で、どうするかは判断していきたい、このように考えております。

○横田委員

公務員の地位利用のそういった形態に抵触するかもしれないので、確認なさるとおっしゃいましたけれども、おやめになったほうが良いと思います。

市長は前に、前市長が政治資金規正法の件で市の職員がいろいろあったときに、これも公務員の地位利用だったのです。ですから、そういうことを指摘しながら、市長が直接それを指摘したかどうかは別にしても、同じようなことを御自身でやられると、法律は違いますよ、規正法と公選法ですから違いますけれども、どちらも公務員の地位利用のことなのです。そして、市長がそういった会社に仮に行き紹介をしたりすると、そういう疑いも出てきますよということを先ほどからお話ししていて、おやめになったほうが良いのではないのかなと、こういうふうに言っているのです。

何か御意見があるならお願いいたします。今の私の発言に反論があるのであれば言ってください。

○市長

今までも山田議員と、そして横田委員からも、今も御質問がありましたけれども、そのようなことをやった記憶はありませんし、身に覚えはありません。だから、一度もそれについて行ったことはありませんので、それについては、今までもお話しさせていただいておりますけれども、行ったことはありませんので、それについては全く見当がつかないというところでございます。

○横田委員

一切やっておられないということによろしいですね。

○市長

何度も答弁しておりますけれども、どなたかに対して連絡をとって、この人を紹介したいのだということで打診をした記憶がありませんので、身に覚えはありません。

○横田委員

ないということですね、わかりました。

◎北海道中央バス株式会社との話し合いについて

北海道中央バス株式会社の社長が6月28日の株主総会で、二階堂氏になります。今まで代表質問でいろいろ、公共交通のお話が出て、市長はバス事業者と連携をとって小樽市の公共交通のために頑張るという話をされてきました。それは当然のことでやらなければならないのですが、今言ったように、二階堂社長、まだ社長ではなく、今は経営企画本部長なのですけれども、例のトップ会談のときに牧野社長と同席をされていた方なのです。問題があったいろいろな発言に対して現場で聞いておられて、あるいは市役所側の同席者に質問したりだとかしている方ですので、ぜひ、社長就任後速やかに挨拶とかお話しいただいて、そのときの状況をよく知っているはずですからお聞きになってというか、市長は、いつも自分の真意を伝えに行かなければならないとは言っているのだけれども、全然進んでいないわけですね。ですから、今後、そういった折衝なり、あるいは続けていくというお話を本会議などでしておりますので一日も早くやってください。人任せにはだめです。御自分でアポをとるか、そういうふうにしなないいつまでたってもお会いできませんよ。我々としては、早くお会いして公共交通のためにしっかり頑張っていたいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○市長

今までも答弁しているように、就任後に、相手方のこともありますので、いつとは言えませんが、折を見てお会いできるようにしたいなというふうには思っております。

(「やっぺてくださいね」と呼ぶ者あり)

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎除排雪について

それでは、除排雪について質問させていただきます。

まず、代表質問の中でも除排雪について伺ってきたのですが、その中から、昨年の第3回定例会補正予算後に対する執行率は約103%というふうに伺いましたけれども、昨年の第3回定例会補正予算以後、除雪費に対しては補正予算は計上されていないと思いますが、第3回定例会補正予算後の予算額を超えた金額と、どのように、いつ3%の分を補填されたのか御説明ください。

○(建設)雪対策第1課長

平成29年度の除雪費の決算見込み額でございますけれども、これは約14億9,780万円で、昨年の第3回定例会後の予算と比べ、約4,370万円の不足額が生じております。これにつきましては、年度末に土木費、道路橋りょう費、道路新設改良費から目間流用を行い対応いたしました。

○面野委員

たしかシーズン中に3党派から連名で、排雪が滞っている等の市民の声も大きいことから予算を補正するべきではないかという申し入れを行ってきたと思うのですが、結果、補正ではなく流用をして補填したということになるのですけれども、議会からの要望を無視して、こういった流用を行ってきたという処理には少し問題があるのではないかなというふうに思うのですが、その点はいかがでしょう。

○(建設)雪対策第1課長

流用した件につきましては、年度末に行ったのですけれども、主な要因といたしましては排雪経費などの除雪の委託料であったり、ロードヒーティング経費であります電気料金等がございます、これらについて第3回定例会で補正予算を計上したときには、ある程度厳密に積算して計上したところでございますが、これらが気象状況等により不足額が生じたということで、年度末ぎりぎりまでは、必要な予算額を算出してから予算措置をしたいということで考えておまして、それに伴って年度末に目間流用を行ったということで、議会に補正予算を提出するには間に合わなかったということでございます。

○面野委員

理由はどうであれ、平成28年度の決算でもそうでしたけれども、市長の交際費も流用するのか、補正予算を組むべきだったのではないのかという議論にもなりました。また、議会からの要望もあった中で、さらに結果、こういったような流用が行われたということは議会の中でもよく言われていますけれども、議会軽視ではないかというふうに言われてもしようがないような状況になっているので、こういったことは議会の指摘もしっかり受けとめて、今後対応していただきたいなというふうに思います。

次に中央ふ頭のフェンスの破損について、まずは昨年、中央ふ頭の雪堆積場の管理を行っていた事業者は例年と同じだったのか御説明ください。

○（建設）雪対策第1課長

平成29年度に中央ふ頭基部雪処理場の業務を委託した業者、受託者は宮本土建工業株式会社であり、その1年前、28年度は、中央ふ頭基部雪処理場を含めた7カ所をあわせて発注していたものですから、少し発注形態が変わっております。その7カ所の雪堆積場管理を請け負った業者は、宮本・都市開発共同企業体ということで、厳密に言うとは異なる企業でございますが、実際に中央ふ頭のところで作業を行っていた会社については同じでございます。

○面野委員

本会議の中でも質問させていただいたのですが、答弁の中でたしか、今後こういったことが起こらないようにするために場内監視の強化も必要なのではないかというふうな答弁をいただきましたけれども、この雪堆積場に関する、雪堆積場はこのように運営しなさいよ的なマニュアルや規則などというものは御用意されているのでしょうか。

○（建設）雪対策第1課長

雪堆積場の業務は委託業務で、業務契約を行う際には仕様書という形で、概要でございますが、それについては仕様書で作業概要について示しているところでございますけれども、作業の詳細まで示したマニュアル等は作成しておりません。

○面野委員

場内監視の強化というのは、仕様書に今後載せられることになるのでしょうか。

○（建設）雪対策第1課長

契約図書の一部である仕様書の中に、今回の中央ふ頭基部で流雪防止柵が破損したことを鑑みて、必要な対応といたしまして場内監視の強化ということは何らかの形で仕様書に載せたいというふうに今考えておりますが、まだ作成には至っておりませんので、今後この件については詰めていきたいというふうに考えております。

○面野委員

今後このようなことがないように、いろいろ対策を打っていただきたいと思います。

次に、なぜ中央ふ頭がこのようになったのか。その原因は、色内ふ頭の受け入れが禁止されたということもあって、そちらの雪も中央ふ頭にたまり、融雪が余りうまく進まなかったという旨の答弁をいただいたのですが、実際に本事例が発生する前の気象状況というのは、どのような感じだったのか御説明ください。

○（建設）雪対策第1課長

中央ふ頭基部雪処理場で流雪防止柵が破損し、雪の固まりが港内に流れ出たのが平成30年2月24日の午前でございました。その前の5日間、2月19日から23日までの降雪量の合計は14センチメートル、その期間の平均気温は約マイナス4.4度で降雪は比較的少なかったのですが、気温がマイナスで特に雪が解けづらい状況であったということでございます。

○面野委員

気象状況は今の御説明でわかったのですが、雪も大して降ってなくて、気温も平均マイナス4.4度、私たちが小樽雪あかりの路をやっているときは、10日間ずっと真冬日ということもありますので、さほど異常な状況だったというふうには、今の御説明では感じられないのですが、具体的にその数日間で中央ふ頭に受け入れた量というのはおわかりになりますか。

○（建設）雪対策第1課長

この事例が起きました2月24日、その前の5日間ということで、2月19日から23日までの5日間の受け入れ量の合計といたしましては約8万7,000立方メートルでございます。これは5日間でございますので、1日平均にしますと、約1万7,000立方メートル、これだけでは受け入れ量が多いのか少ないのかがよくわからないので、過去でございますけれども、多く受け入れました平成24年度の2月の平均、1日の平均受け入れ量というのを算出しました。それによりますと、約2万1,000立方メートルでございました。

○面野委員

最後に、今御説明いただいた平成24年度の2万1,000立方メートルというのは、1日当たりのということでしたか。

○（建設）雪対策第1課長

説明が不十分で申しわけございません。平成24年度の2月の1日当たりの平均受け入れ量ということでありますと、2万1,000立方メートルでございました。

○面野委員

数値的なものだけで見ると、昨年の5日間も別段異常な状況だったというふうには、やはり思えません。

その対応策として、新たな雪堆積場の確保を考えているということで、今年度の当初予算では塩谷4丁目に新設すると提案がありました。これは議会で予算は修正されましたが、実際に現場で、その前に行える対策、先ほど場内の監視強化というふうに言われていたのですけれども、それ以外にも現場で対応できるようなことがあるのではないかとこのように思います、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策第1課長

中央ふ頭で今回の流雪防止柵が破損した件につきましては、本会議でも答弁させていただいているのですが、気象条件というよりは、融雪が進まず雪山ができるような状況だったということで、融雪状況というふうにご考えております。その上で何かできる対応といたしましては、融雪がなかなか進まないで雪山ができるような状況になった場合について、今回は市民の皆様から受け入れる雪については特に制限等は行っていなかったのですけれども、今後、受け入れて、また雪を入れていったことによって、このようなことが起きたということも考えられますので、何らかの制限は、ほかのところに捨てていただくというような制限を考えなければいけないというふうにご考えております。

ただ、これにつきましても、ほかのところに持って行ってもらうということになりますと、ほかのところがなければいけないという形で、現状では雪堆積場が中央地区は少ないと考えておりますので、まずはそういうようなことであつたり、場内監視というのは強化しますけれども、最終的には中央地区、特に陸に市民の皆様が利用できる雪堆積場の確保をすることが喫緊の課題だというふうにご考えております。

○面野委員

ほかのところに分散するのですとか、新しいところを考えるということなのですが、実際、今、中央ふ頭に市民の皆様が集まるというのは、やはり利便性が高いから集まっているというふうにご思うのですけれども、それをほかのところに分散されるということになると、利便性が悪くなるというか、利便性を悪く感じられてしまうと思うので、現場で何か対策を打って、そこで処理できるようにしなければいけないと思うのですが、先ほど数値を聞きましたけれども、何で融雪が進まなかったのか、この原因は押さえているのですか。というのは、以前も平成24年度は1日当たり2万1,000立方メートル処理できていたものが、それ以下の水準のものが融雪できなかったというのは、気象状況以外にも何か問題があったのではないかとこのように思うのですが、いかがですか。

○（建設）雪対策第1課長

融雪が進まなかったということにつきましては、事実として雪山が海上にできていたということで把握しているのですが、雪山ができてなかなか進まないということにつきましては、要因としては確かに気温であつたり受け入れ量、海水温というものがあると思うのですけれども、このメカニズムについては把握できておりませんので、今できることといたしましては、雪山ができるような状況、でき始めた状況について何らかの規制であつたり対応をするということをご考えております。

○面野委員

毎年、除雪全般の分析、検証を行っているようではございますけれども、今回のこの事案についても結局は把握できていないということで、検証と分析ということを答弁いただく割には前に進んでいないのかなというふうな状況を感じま

すので、例年に比べても異常な気象状況ではなかったのを踏まえて、こういった事案が起こらないように、まず対策してほしいと、この件に関しては思います。

次に、新たな雪堆積場を設置したいということですが、現在12カ所の雪堆積場で288万立方メートルの受け入れが可能であるというふうに本会議の代表質問でお聞きしました。新たな雪堆積場を新設したいということは、受け入れ量をふやしたいというふうなことを考えているのかなと思いますけれども、一体、最大何立方メートル受け入れられる雪堆積場が必要だというふうに考えて探しているのでしょうか。

○（建設）雪対策第1課長

新たな雪堆積場ということでございますけれども、当然何立方メートルということもございますのとともに、先ほどの答弁でもありましたように、中央地区に特に陸上で市民の皆様の利便性のよい雪堆積場の確保ということも含めて考えております。

その上で、御質問のありました平成29年度に開設した12の雪堆積場、これについて24年度から29年度の各雪堆積場で受け入れた最大受け入れ量を合計したものを最大受け入れ可能量と想定した場合、288万立方メートルということですが、過去に、24年度でございますけれども、312万立方メートル受け入れたという実績がございます。これを単純に比較して引き算しますと、24万立方メートル、そのときに比べて今の288万立方メートルというのは足りないこととなりますので、これは一つの目安になるかとは思っておりますけれども、24万立方メートルを受け入れ可能な雪堆積場を一度に見つけるということは、なかなか困難なことでございますので、すぐにとすることは困難だと考えておりますので、少しでも多くの雪を今後に向けて受け入れられるように雪堆積場の確保に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○面野委員

利便性という部分でもふやしたいということなのですが、実際に中央地域の中でどの辺が理想なのだというふうに考えているのですか。

○（建設）雪対策第1課長

どの辺かということなのですが、中央地区は広いわけですので、一つは、今、中央ふ頭基部雪処理場は今後も使っていかなければいけないというふうに考えております。ただ、海であることや、ここに集中しているということなどを含めると、ここの負担を軽減するという意味では一つの中央地区を基点と考える上で、基点となるのが、国道5号だと思っています。ここへ市民の皆様が、それよりも山側から越える場合には一つの負担であったり、交通の上でもネックになると思いますので、できれば国道5号より山側のところ、場所的に中間ということになると、天神地区などで利用できる場所があればなというふうにはふだんから考えておりました。

○面野委員

わかりました、私も頭に入れておきます。

次に、利便性という意味では少し当てはまらないのかもしれないのですが、雪堆積場の雪の捨て方をもう少し工夫すれば、立方メートル数は稼げるのではないかなというふうに思うのですが、今、実際、面積があるところの雪捨て場というのは、どのように雪が捨てられているのかというのはおわかりになりますか。

○（建設）雪対策第1課長

今、陸上の雪堆積場につきましては大きく2パターンございまして、平場のところについては雪山を造成してつくっていくというところ、それと、雪を処理する場所が1段高いようなところ、これは旧塩谷中学校のグラウンドなのですが、そういうところは雪を落としていきながら雪を高いレベルに合わせていくというような形で作業をしております。

○面野委員

造成していく雪山というのは、最終的にはダンプ車も上っていけるような、そういった雪山になるのですか。

○（建設）雪対策第1課長

全ての雪堆積場は、今確認できないのですけれども、基本的にはダンプが上っていけるような形で造成しておりますが、ただ、これも融雪期になると危ない時期もありますので、制限はあるかと思われます。

○面野委員

先ほど、雪堆積場には細かなマニュアルや規則がないというふうに伺っていましたが、事業者任せ切りではないと思うのですけれども、その辺の既存の雪堆積場の運営をどう有効活用できるかということもいろいろ協議していただきたいと思います。

次に、なかなか基準を設けていただけない排雪基準についてお伺いしたいと思うのですけれども、まず、市長就任後、パトロールの増員を行って、以前の除排雪が適正ではなかったかのような監視に近いような取り組みを行っているというふうに、私は印象を受けています。実際、パトロールを増員した理由は以前の議論の中でも示していただきましたけれども、改めてパトロールの増員についての理由をお聞かせください。

○（建設）雪対策第1課長

除排雪においてパトロールをするということにつきましては、除排雪作業の前後の状況であったり、排雪の必要性などを現地確認するというをまず基本というふうに考えておまして、このことにつきましては、先ほど、委員の御質問の中にも市長就任前後ということもございましたけれども、この基本的な考え方につきましては、森井市長の就任前後で変わっておりません。ただ、何が変わっているかといいますと、基本的なことを強化するというので、強化するために人員を増にしたということでございます。

○面野委員

パトロールの増員を行って、また、市長みずからもパトロールをしているような感じで受けとめているのですけれども、実際、パトロールから得た成果、また、シーズン終わりに分析や検証をする上で何かパトロールでわかった数値的なデータや分析できるものがあれば、その成果を御説明ください。

○（建設）雪対策第1課長

除雪のパトロールについて、先ほど答弁させていただきましたとおり、現地を確認する上での基本的な作業というふうに考えておまして、これによって路面状況や積雪状況等を確認し、除排雪作業を管理する上で有効なものというふうに考えているのですが、これによって何かが変わった、これによって数字がどうだったというような数字のまとめ方、データのとり方をしておりませんので、申しわけないのですけれども、お示しすることができません。

○面野委員

それでは、また次のシーズンもパトロールは例年並みか、またそれ以上を行う予定ですか。

○（建設）雪対策第1課長

今年度の除排雪業務におけるパトロールの体制ということでございますけれども、まだ今年度の除排雪体制をどうするかというのが詳細に決まっておきませんので、詳しくはお答えすることができないのですが、昨年度並み、もしくはそれ以上を目指していきたいというふうに考えております。

○面野委員

それでは、パトロールを始めた後、森井市長就任後、それと、それ以前の地域総合除雪をやっていたときの排雪量、これの降雪量が大体同じだったシーズンの排雪量の比較をお示しください。

○（建設）雪対策第1課長

平成27年度以降の降雪量と排雪量の関係ということで、今御質問がございました。27年度の累計降雪量は495センチメートルで、排雪量は約27万立方メートルでございました。28年度は累計降雪量が501センチメートルで、排雪量は約38万立方メートルでございました。29年度は累計降雪量が564センチメートルで、排雪量は約40万立方メートル

ございました。27年度以前でこれらの数値と同等の降雪量のときの排雪量という御質問でございましたので、27年度と28年度は約500センチメートルでございましたので、この降雪量と同量の年は18年度になります。累計降雪量は502センチメートルで、排雪量は約25万立方メートルでございます。29年度と同等というものに関しましては、26年度の累計降雪量が585センチメートルで、排雪量は約77万立方メートルでございます。

○面野委員

少し私が考えていた数値とばらつきがあるので、何とも言えませんけれども。

それでは次に、排雪基準を設定できない理由を御説明ください。

○（建設）雪対策第2課長

排雪するタイミングなのですけれども、まず、職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、かき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路脇に雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった時点で排雪作業を実施する一連の手順に沿って判断します。このため、基準をなかなか設定できない状態となっております。

○面野委員

その際、現場を確認するということなのですけれども、どこで確認しているのですか。どこを見てその基準というか、見る人は何を基準に見ているのですか。

○（建設）雪対策第2課長

職員や地域総合除雪業者がパトロールで回った際に、主に道路脇に積み上げました雪山の高さを確認してタイミングをはかっております。

○面野委員

それでは、その高さを排雪のタイミングの基準にすればいいと思うのですけれども、いかがですか。

○（建設）雪対策第2課長

先ほど、雪山の大きさだけ答えたのですけれども、道路幅員も判断基準として見ております。申しわけございません、追加でお願いいたします。

雪山の高さを判断基準にということなのですけれども、使われている状態とか通行している車両の台数と歩道の状態等を含めまして、一概に何メートルなら排雪基準だよとかというのは、なかなか基準を設定するのは難しくなっております。

○面野委員

出動基準は10センチメートルだとか15センチメートルだとか、全路線できっと一律に設定していると思うのですけれども、排雪に関しては道路の幅ですとか、車の通行量などというのも各路線において、もちろん状況、環境が違うので、全て一律にこの高さになったら排雪する、この幅員まで狭まったら排雪するというような基準を設けるのではなくて、毎年、結局行っているわけではないですか、排雪は、その路線について。入らない年もあるというふうには伺っていますが、その辺のデータを積み重ねていけば、大体この路線は毎年どのぐらいの高さに積み上がったなら排雪するのだから、この路線はこの状況になったら排雪する、この路線はこの状況になったら排雪するという各路線に対して基準を設けていけばいいと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○（建設）雪対策第2課長

やはり、どうしても路線ごとの状態、あと、その年その年の気温なり降雪量、積雪量で変わってくるものですから、一概に一律の基準を決めまして、そこで何メートルになったら排雪しますよという状態をつくるのはなかなか難しいものと考えております。

○面野委員

基準を設けるのが難しいのではなくて、多分、今の排雪のやり方は、まず絶対にパトロールに行かなければいけないという状況だと思うのですけれども、それだと手間もかかるし、見る人によって絶対さじかげんというのです

か、まさかきちんとメジャーを持って行って、高さだったり幅をはかるわけではないと思うので、やはりある一定の基準を設けて、その基準がある上でどうなのかという確認をしに行ったほうが、1回1回担当者というか、現場を見に行った人の感覚で大体このぐらいの高さだよとかという基準のない中で見るのは、本当に公平性が担保されないと思うのですけれども、そういった意味での基準を各路線で設定するというのはいかがですか。

○（建設）雪対策第2課長

その基準を一律ではなくて路線ごとに基準を設けるということが可能であればいいかなとは思いますが、毎年の状況と高さが変わってくるものですから、なかなか一概にこの高さでという基準は難しいものと考えております。繰り返しになるのですけれども。

○面野委員

どうしても基準をつくりたくないということで理解しました。

◎貸出ダンプ制度について

次に、貸出ダンプ制度について、私は代表質問の中でも改善したほうが、よりよい制度で利用団体も使いやすいのではないかとこのように提案させていただきました。まず、平成28年度からの制度変更の中で、雪押し場の排雪を禁止するというふうに変更したと思うのですが、雪押し場の排雪を禁止したことについて、利用団体ですとか議会からの指摘もごさいますけれども、庁内、または原部原課、雪対策課の中で、この変更をしたことによって、苦情を踏まえて、現在どうかしないといけない重要な課題だという認識は持っておられますか。

○（建設）雪対策第2課長

貸出ダンプ制度の平成28年度の雪堆積場の禁止に伴う制度変更なのですが、市民の皆様や利用団体からさまざまな御意見、御要望があることは私どもも承知はしているのですけれども、今後も本制度を維持するために、利用者の皆様には丁寧に説明を行いながら制度の運用に努めていきたいと考えております。

○面野委員

ただいま維持するためという答弁があったのですけれども、これはどういった意味で維持するということなのでしょう。

○（建設）雪対策第2課長

制度の維持ということで、予算を含めて財政的な面ということで維持と考えております。

○面野委員

やはり財政的な部分から追って制度を考えていくと、排除される利用団体がこうやって出てくるわけなのです。そこが一番の問題だと思っていて、実際に私が提案した内容が本当にできるのかどうかということで、個別に聞いていきたいのですけれども、まず、各団体の制度を利用できる道路延長、路線延長について、こちらは把握することは可能でしょうか。

○（建設）雪対策第2課長

路線延長につきましては、申請書が上がってきて、その中に路線延長、概算になると思うのですけれども、載っておりますので、その合計で路線延長を確認することは可能となっております。

○面野委員

次に、道路幅について、現在、雪対策課で管理していらっしゃるデータベースがあると思うのですが、この中には各路線の、特に今回は貸出ダンプ制度を利用する団体の該当箇所の道路幅のデータは蓄積されているのですか。

○（建設）雪対策第2課長

道路幅につきましては、データベースの中には保存されておられません。どうしても小樽市道だけではなくて、私道もかなりありますものですから、なかなかそれをデータベース化して残しておくというのは難しい作業となっております。

○面野委員

ちなみに、小樽市道、私道を含めて、道路維持を所管する原課で道路の状況、道路幅のデータを持っていらっしゃるのでしょうか。

○（建設）雪対策第2課長

私道と生活道路等に関しましては、データは持っていません。

（「市道も」と呼ぶ者あり）

小樽市道は道路台帳がありますので。

○面野委員

では、道路幅のデータがない貸出ダンプ制度を利用している道路は、何カ所ぐらいあるのかというのは、すぐ今わかりますか。

○（建設）雪対策第2課長

申しわけございません、今、数量的なものを持っていませんので、今はわかりかねます。

○面野委員

それでは、実際に制度を利用している団体の道路幅のデータがあるというところも、中にはあるという押さえていいですか。

○（建設）雪対策第2課長

小樽市道に関しましては、道路台帳がありますので、そちらはあります。

○面野委員

次に、降雪量や積雪深というのは、小樽市内は何地点で、どのように計測されているのか、お示してください。

○（建設）雪対策第2課長

私どもで行っております地域総合除雪の中で積雪と降雪を監視しております。積雪の観測に関しましては、第1ステーションから第7ステーションまでで21カ所、降雪の観測に関しましては、同じく第1ステーションから第7ステーションで14カ所観測しております。

○面野委員

私の提案は、道路の延長がわかって、面積さえわかれば、あとは降った雪を計算して、どのぐらい持って行けば利用団体の方の生活の安全が担保されるのではないかというような提案でしたが、今、詳細なデータのお話も伺いましたけれども、何地点で道路幅のデータがないのかというのは、後ほどお示ししていただきたいと思うのですが、いろいろ検討事項はあるにせよ、どのぐらいの利用団体の方がどのぐらいの利用できる道路を持っているのかというのは、割と簡単に数値は出せるのではないかなという印象を受けました。

今回、制度変更後、排雪の禁止をされた後、困惑している利用者は数多く、私の耳にも入ってきています。私の検討がいいのか悪いのかは別として、やはり課題を解決するために検討に時間を要するというだけでは、そんな言いわけでは利用者は絶対納得してくれないです。

なので、制度変更をよい方向に改善するために、今年度は市の本気度を示すために平成27年度以前の制度にまず戻していただき、雪押し場の排雪をまずオーケーにすると。その間に検証作業を行って、みずからにハッパをかけながら検証作業を行っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策第2課長

今までの制度見直しも含めまして、いろいろ問題が多岐にわたるものですから、今後の考えをいろいろ考慮しながら考えていきたいと思っております。

○面野委員

◎高島漁港区の観光船事業について

それでは次に、高島漁港について何点が質問させていただきます。

まず、高島漁港区の観光船事業に対して条例違反、許認可の違反、瑕疵があって、2年以上経過しました。昨年1月と3月に小樽市コンプライアンス委員会への通報があり、その委員会が通報対象事実ありと決定されたのは昨年8月でした。

コンプライアンス委員会の指摘を受けて、ようやく小樽市としては港湾室を先頭に是正措置を行う姿勢に転換しましたが、議会ではこの問題を、許可直後から違法性であったり、瑕疵を指摘してまいりましたが、市長はもちろん、担当職員も議会の指摘は認めないで、さらには係船環の設置など新たな許可を認めるなど、議会の指摘とはまるで反対方向に推し進めてきました。

現在、市長を初め港湾室は、当初から議会の指摘を真摯に受けとめて行動すればよかったなというふうには思っていないですか。

○（産業港湾）管理課長

高島漁港区での観光船事業に係る許認可等につきましては、当時は適正に取り扱ったものと考えておりましたが、コンプライアンス委員会からの調査結果を踏まえますと、たられればになってしまうのですけれども、指摘があった早い段階で条例の解釈の誤りに気がつけばよかったものと、今、考えているところであります。

○面野委員

ただいま答弁もありましたけれども、コンプライアンス委員会の決定事項、是正措置には従うと。これは条例、法的な根拠があるので実行しなければならないものだと思うのですが、議会の指摘には真っ向から反対されてきました。この違いは本当に法的根拠だけの差で、議会の言っていることは正しくない、市のやり方が正しかったのだという認識で、コンプライアンス委員会に言われたらすぐにそれを認めるとするのは、少し差があり過ぎるのではないかなというふうに思いますけれども、この点、本当は市長に答えていただきたいのですが、答えていただけないようであれば、港湾室からお答えいただきたいのですけれども、この差は、議会の立ち位置とコンプライアンス委員会の立ち位置は何の差だというふうに感じていたのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

同じような答弁の繰り返しになりますけれども、当時、市といたしましてはこれまで、高島地区での観光船事業に関します許認可については、条例に基づいて許可要件に適合していることから許可するとしてきたものであります。当時は適正な行政手続を行ってきたとの認識のもとで対応してきたところでございます。

一方で、コンプライアンス委員会からの調査結果における御指摘がありましたことについては、小樽市職員倫理条例第17条第2項の規定によりまして、コンプライアンス委員会が通報事実ありと認めた報告をしたときは、速やかに是正措置等を講ずる義務を定めているものでありますので、このようなことから対応をとってきたものでございます。

○委員長

管理課長に申し上げます。今の質問の趣旨は、議会の部分との差はどうであったかということなのですが、議会には一言も触れていない答弁だったので、もう一度答弁をお願いいたします。

○（産業港湾）管理課長

コンプライアンス委員会の指摘につきましては、条例に基づいて対応してきたものでありますけれども、決して議会の指摘を無視するというものではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時31分

再開 午後 2 時48分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○齊藤委員

質問に入る前に、先ほど面野委員の高島漁港区の質問の話で、議会の言うことを聞かなかったということがあったのですけれども、その前に横田委員の質問に対して、選管の言うことも聞かないのだと、できませんよと。選管から注意されてもやっている。それも、隠れてやっているのならまだしもですけれども、いけしゃあしゃあとというか、委員会で公にそれを言うという、どういう神経をしているのだと、改めてびっくりしたということだけ言っておきたいと思います。

◎勤労青少年ホームにおけるアスベストの不適切処理について

まず4月13日の事実経過は、1階階段裏に設置したロッカーを移動した際にということですが、そのロッカーの材質、寸法、個数などをお示しいただきたいと思います。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

ロッカーを移動した際に傷をつけてしまったわけなのですけれども、ロッカーの材質等でございますが、4月13日はスチール製のロッカーを2台移動しております。寸法は幅90センチメートル、高さ180センチメートル、奥行き51.5センチメートルでございます。

○齊藤委員

その移動はどのような目的で行われたのか。また、何時ごろから何時間ぐらいにわたって行われたのか。それから、移動を行うということについては、いつ誰が計画をして、館長、事務長の許可はあったのか。少なくとも事前の承諾はとっていたのかどうか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

移動の目的でございますが、ホームの利用者の減少ということもありまして、勤労青少年ホームDIYプロジェクトといって、市内の若者が現在ホームのロビーを居心地のよい空間に生まれ変えさせようと改装しているところですが、1階階段下を利用したいという要望がございまして、ロッカーを移動したところでございます。ロッカーの移動につきましては人数3人で、大体10時ぐらいから始めまして20分ぐらいの間だったと思います。これは私の指示で移動をしたところでございます。

○齊藤委員

階段裏のひる石の一部を損傷したということですが、その程度、対応についてお示しいただきたいと思います。特にロッカーはもともと階段裏のひる石の面に接触していたのかどうか。接触していたものを移動したのか、それとも、そもそも接触はしていなかったのだけれども、移動する際に接触させて、あるいはぶつけて損傷したのかについて御説明いただきたいと思います。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

ロッカーを移動した際なのですが、深さまでは不明なのですけれども、90センチメートルぐらい傷をつけたものであります。また、ロッカーの状態ですが、もともと階段裏に接触しておりまして、ぶつけたときにすれたような傷をつけてしまったところでございます。

○齊藤委員

確認したいのですが、ロッカーがもともと接触していたということであれば、別にぶつけなくてもひる石そのものが劣化していて、接触している面からロッカーを引き離すことによって、別にぶつけなくても、ひる石が落ちるということはあったかもしれないのですが、それについてはどちらですか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

ロッカーはもともと 2 台ございまして、1 台のロッカーのところなのですが、そこがもともと接触はしていたのですけれども、ぶつけたときにすれたような傷がついたというところでございます。

○齊藤委員

少し微妙なのですけれども、ぶつけたという表現で、今 90 センチメートルぐらいの長さということだったのですが、傷が、幅というか長さは 90 センチメートル。先ほどのロッカーの奥行きが 51.5 センチメートルですから、それをガリガリと手前に引っ張り出せば、90 センチメートルぐらいの傷になるのかなと思うのですが、その傷の長さは 90 センチメートルはわかりますけれども、幅というか、太さというか、それはどのぐらいなのか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

太さにつきましては、記憶をたどりまして大体 1 センチメートルか 2 センチメートルぐらいだったと思っております。

○齊藤委員

ということで、1 センチメートルぐらいの細い線状の傷というか、そういうものがついたら、それが最初の 4 月 13 日の状況ですね。

次に、4 月 17 日、18 日の剥離行為について、損傷周辺部分をホーム職員により除去作業を行ったということなのですが、除去作業の計画というのはいつ立てられて、17 日についてはホーム館長、事務長等の許可と承諾というのはあったのですか。

それから、除去作業の目的と、その作業自体は何時ごろからどのぐらいの時間、何人で行われたのか。はがした状態、幅、長さ、厚さ、深さ、はがした分量、面積等についてお示しをいただきたい。

それから、ビニール養生というのは 17 日については行ったのかどうか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

4 月 17 日についてでございますが、このときは計画を立てて行ったものではございません。17 日は、私は外勤していて、おりませんでしたが、除去をやるということは事務長は知っておりました。

目的は、傷をつけた部分を整えようと、大体 2 時半から 1 時間程度へらのようなもので、2 人で除去したものでございます。

剥離行為の面積でございますが、大体 1 平方メートルほどで、厚さは 1 センチメートルぐらいということで、重さにつきましては、はかっているのではありませんけれども、大体 5 キログラムぐらいではなかったかということでございます。

この日は、ビニール養生は行っていない状況です。

○齊藤委員

4 月 18 日についても同様に説明をお願いしたいと思います。

同日中にビニール養生を行ったということなのですが、18 日のビニール養生について、何時ごろから、どのぐらいの時間をかけて、どのぐらいの面積を養生したのか。その養生という作業は、何人で行ったのか。それから、ビニールとか、あるいは接着するためのテープなどを使うと思うのですが、そういった材料については、どのようにして調達されたのか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

4月18日は、引き続き損傷部分を整えようと思ひまして、1人で3時ぐらいから1時間程度除去を行っております。

ビニール養生につきましては、ホームにあったごみ袋のビニールを使用しまして、これは大体厚さ0.5ミリメートルぐらいだということで、ガムテープを使って、階段から階段を囲むような形で、五、六平方メートルほど2人でビニール養生したものでございます。

○齊藤委員

4月17日、18日についてですが、その両日それぞれの天候、それから、剥離の行為をやっているときに、窓、あるいは出入り口等は開放していたのかどうか。それから、来館者、あるいは職員等の人通りはどの程度だったのか、何人ぐらい通ったのか、あるいはいたのか。あと、剥離をした後に掃除機を使ったのかどうか。それから、作業を行った人はマスクをしていたかどうか。あるいは、上のほうをはぎ落とすわけですから、ましてやかたいものが落ちてくるわけですから、ヘルメット等はかぶっていたのか。それから、ほこりについては、どの程度ほこりが立ったかについてお聞かせください。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

4月17日、18日の天候ですが、晴れまたは曇りだったと思います。そして、窓や入り口なのですけれども、閉めていた状況です。

来館者につきましては、17日は通っていないということを確認しております。18日はわからないということですが、通ったとしても数名だということです。職員につきましては、トイレ等でその場所を通っていると思います。

除去後は掃除機を使っております。そして作業の際には、マスクは市販のものを使っております。そしてフードつきのジャンパーを着ておまして、へらを使って除去したものでございます。

あと、ほこりがどの程度だったかということだと思いますが、どの程度とは言えませんが、ほこりは立っていたということでございます。

○齊藤委員

私どもは5月21日、生活環境部長、次長、館長が見えられて、説明を聞いたのですが、そのときには固まりの状態でぼとぼと落ちたので、そういう飛散はなかったと盛んに強調しておられました。今の説明を聞きますと、一時的にしる相当のほこりが立って、それを掃除機で掃除しなければならないというような状況だったと。ほこりについては、相当立っていたということによろしいですね。

○委員長

館長、済みません、先ほどヘルメットをかぶっていたかどうかという質問もありましたので、あわせてお答えください。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

ほこりがどの程度だったかというのはわかりませんが、ほこりは立っていたということで聞いております。

そしてヘルメットは着用はしていなかったのですけれども、フードつきのジャンパーを着ておまして、フードはかぶっていたということでございます。

○齊藤委員

大体両日の対応というのがわかりかけてきたのですが、本会議の答弁によりますと、ホーム館長は4月17日、18日両日とも外勤ということですが、どのような外勤、勤務形態だったのですか。1回も館に出てこないという、全く外勤ということなのかどうか、お聞かせください。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

4月17日は大体2時ぐらいから3時半ぐらいまでだったと思います。18日は2時半ぐらいから4時ぐらいまでだ

ったと思いますが、本庁で打ち合わせ等を行っておりました。

○齊藤委員

ということは、実際に先ほどの説明にありましたけれども、作業を行っている時間には、館長はその現場にいたのですか、いなかったのですか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

除去行為を行っている間は、現場にはおりませんでした。

○齊藤委員

ということは、館には戻ってきているわけですから、4月17日については、18日についても、館に戻ってきて、こういうことがありましたという報告なり事実確認はしているわけですね。報告なりは受けているわけですね。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

外勤から戻った私に報告がありました。ひる石がかたい状態で、試しに除去した。そして固まりで落ちたので、飛散するおそれはないと判断した。あとは石綿の含有量が規制値の1%未満なので問題なしと思って作業をしたという報告を受けております。

○齊藤委員

事務長は、4月17日、18日については状況を把握されていたのでしょうか。何によって、どういうふうにして把握されたのか、お聞かせください。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

4月17日、18日は両日ともその作業を行っておりましたのが事務長なので、その辺はわかっておりました。

○齊藤委員

事務長本人が剥離行為を行ったと。4月18日は2人と言いましたね。17日は事務長1人が行って、18日は、また別の誰かと事務長が行ったということですか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

4月17日は2人で行っておまして、あと18日は1人で行っております。両日とも事務長が行っております。

○齊藤委員

私、逆に言いましたね。4月17日が2人なのですね。削った面積というのは、先ほど説明を聞きましたけれども、17日と18日とでどちらが大きかったのですか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

4月17日が大体1平方メートル、そして18日も1平方メートル程度ということで聞いております。

○齊藤委員

4月17日に1平方メートル程度、1メートル角ですね、1メートル四方。その1メートル四方、17日に削った部分のほかに、さらに1メートル四方を18日に削ったということによろしいのですか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

そのとおりでございます。

○齊藤委員

そして4月17日の日はビニール養生を行わず、ビニール養生というか、ゴミ袋養生ですけれども行わず、18日になってそれを行ったということですね。

森井さんが17日、18日の剥離行為が勤労青少年ホームであったという報告を初めて聞いた、あるいはそういう事実を、報告云々は別として、何らかの方法で初めて認識したというのは、何月何日の何時ごろ、何によってですか。

○生活環境部次長

市長がホームの職員による剥離行為を初めて認識したということでございますけれども、5月17日、この日は木

曜日でございます。11時10分から私と生活環境部長が職員の行為が大気汚染防止法に抵触する可能性が強まったという説明を行いました。この時点でこの件に関して市長は認識を持ったという形で伺っております。

○齊藤委員

森井市長御本人もそれでよろしいということですね。

○市長

生活環境部次長が説明されたとおりでございます。

○齊藤委員

本会議の答弁で、4月20日にどんなことを報告したのかという内容の中に、ビニール養生に至る経過というのも市長に報告されているのですが、ビニール養生に至る経過を報告しながら剥離行為については説明しなかったのかというのが非常に疑問なのですが、どうなのですか。

○生活環境部次長

4月20日に私と青少年ホーム館長が市長のところに第一報ということで説明に参りました。このときに、ビニール養生に至る経過を市長に報告したところでございます。この部分の説明内容といたしまして、ホール階段裏のひる石の説明、それから、平成17年度からの経緯、18年9月からの定期点検、これは飛散のおそれはないもの、これに関しては目視で対応してきたという経過を説明いたしました。その中で、応急措置としてビニール養生をしている、そういうこと。それから、早急に大気中の濃度測定を実施しなければいけないという、こういうことの課題がございましたので、そのための財政措置等について相談をしたということでございます。

○齊藤委員

私は、ビニール養生というから、結構厚みのある透明ビニールとかできちんと養生したのかと思って聞いていたのですが、要はごみ袋で張りつけたというだけなのですね。

しかも、そういうことを森井さんに説明しておきながら、中身、要するに、削った話は一切しないというのが非常に腑に落ちません。腑に落ちないけれども、そうだったということのようです。

4月26日も森井さんに説明があったようですが、既に環境課が4月24日に剥離行為について把握をして、大気汚染防止法、その他の法令に違反する可能性も含めて調査を始めているにもかかわらず、森井さんに剥離行為についての説明はしなかったのですか。

○生活環境部次長

市長への説明は4月26日木曜日でございますけれども、12時から市長に説明を行いました。この際の説明の趣旨といたしましては、大気濃度測定の調査結果、これが出ました関係上、1階の階段周りの囲い込み工事、こちらの説明が主な形でございました。この時点において、委員の御指摘のとおり、4月24日に環境課では大気汚染防止法の違反の疑いがありという形でございます。ただ、この時点において、今、調査を始めたという形でございますので、4月26日の時点においては、この部分に関しての説明はしておりません。

○齊藤委員

こんな重大なことを、大気汚染防止法、その他の法令に違反したかもしれないというようなことを、なぜ市長に報告しないのですか。こんな大事なことを、こんな重要な事項を、それでいいと思っているのですか。報告しなかったのは、それはいいのですか。

○生活環境部長

この時点では、大気汚染防止法、あるいはほかの法令も含めて違反があるのかどうかというところはもう調べてもらっていたという状況です。その中で、違反行為だということだけは確定していなかったもので、4月26日につきましては、市長には報告はしていないということでございます。

○齊藤委員

確定していなくたって、そのおそれがある、疑いがあるのだったら、報告すべきでしょう。よくそうやって、それでよかったみたいなことを言いますね。もう 1 回答弁してください。

○生活環境部次長

そのときは、そういう判断をして報告しなかったということです。今回のアスベストのひる石の関係なのですけれども、4月13日に傷をつけてしまった。それ以降、6月上旬に囲い込み工事をやっています。今は時間経過する中で、振り返って、この対応でよかったのかというところにつきましては、非常に反省の多いところだというふうに思っています。ただ、そのときにどうしてこうしなかったのか、どうしてこういうことをしたのかということについては、今まで答弁させていただいているとおりのそういう判断をしていたということです。その判断が間違っていたのだということであれば、それは真摯に反省していかなければいけないというふうに考えているところです。

○齊藤委員

それについては、これからじっくり伺います。

建設部建築住宅課がアスベストの剥離行為を把握している。4月19日に把握したのですね。生活環境部所管の施設で、そういう剥離行為が行われたということ、事案が発生したということでありながら、生活環境部の中に環境課があるわけですよ。そして、環境課がそれを全然知らない、こういう状況で、要は、情報共有の問題はないと言えるのですか。

○生活環境部次長

生活環境部環境課が状況を把握していない、知らないのに情報共有をしているのかという部分でございますけれども、当初4月13日の時点においては、ひる石は基準値以内であるという認識でありましたので、その後に大気の濃度測定を行いました。この中で、分析結果につきましては、アスベストに関しては不検出でありました。しかしながら、クリソタイルを含有するという検査結果が、4月24日、この時点でも出されたものですから、4月24日、この時点から生活環境部環境課を加えて協議を開始したというところでございます。

○齊藤委員

そもそも問題あるのですよ。本会議答弁で情報共有の問題がないと言ったのですよ。ないというのはおかしいのですよ。そもそも市民感覚ではそんなことは理解されません。これを、いや、問題だったとしっかり認めて、認めるところからしか再発防止というようなことは始まらないと、こういう市民感覚からずれたことをやっているということが、森井市政の根本的な病根なのです。絶望的な、もう欠陥のあらわれだというふうに思います。

それで、4月17日、18日の職員の剥離行為が大気汚染防止法、その他の法令に抵触するという点について、4月20日の協議、4月20日に森井さんに報告した、その前にいろいろ協議をやっているのですが、協議に参加したのは誰なのか、役職名でお示しをいただきたい。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

4月20日ですけれども、建設部次長、建築住宅課長、係長、生活環境部長、次長、ホーム館長、事務長、管理課長で、勤労青少年ホーム階段裏ひる石の状況から今後の取り扱いについて協議をしております。そこで大気の調査、ひる石の分析調査を行うこととなりました。それで、法令についての打ち合わせというのは、この時点では出ていなかったものでございます。

○齊藤委員

その後半のところは、今聞きますので。

この4月20日の時点です。20日の会議、その前に4月19日に建設部建築住宅課長が現場を確認して、職員による剥離行為も把握されていたと。そのことは、4月20日の日の参加者全員に剥離行為があったという情報について共

有をされていたということによろしいですね。

○(生活環境) 勤労青少年ホーム館長

4月20日の時点で、剥離行為の情報共有はあったということでございます。

○齊藤委員

そういう認識が全員にありながら、その参加者全員が法令に抵触するというを問題にしなかった。そもそもそういう問題があるということさえ気がつかなかったということなのですか。

○(生活環境) 勤労青少年ホーム館長

この時点では、抵触するという点についての問題について話はされなかったもので、まずは定性分析、大気濃度測定を行い、今後の取り扱いについてどうしたらいいのかということで協議を行ったところでございます。

○齊藤委員

そして、そういう抵触する、あるいはこの時点では抵触する疑いのある、おそれのある行為があったということ森井さんにもその事後に、協議の後に報告もしなかったということになるわけですか。

○生活環境部長

先ほども答弁させていただいたところですが、その時点ではまだ確定していないということを含めて、市長には報告はしていないということでございます。

○齊藤委員

4月20日の段階では、建設部が業者に大気測定、これは、内・外2カ所ということになっています。階段裏ひる石の0.1%未満を確認するための定性分析を依頼ということになっています。その内・外2カ所というのは、どこどこで、このような対応を行うということは、最終的には誰が判断して決めたのか。それは、今から見て、こういう対応で十分だと、こういう対応で十分だったというふうに今も考えておられますか。

○生活環境部長

その当時のメンバーは、建設部の職員のアドバイス等があって、検査をするということを最終的にその協議の中で決めました。その部分については間違っていなかったというふうに考えております。

○委員長

部長、内・外2カ所はどこかという質問がありました。

(「誰が判断したのか」と呼ぶ者あり)

○生活環境部長

場所は館内の階段の下です。それと外です。館外の外部のところの場所で測定をしております。測定をすると決めたのは、打ち合わせの中で決めたのですけれども、最終的に誰かというふうになると私が決めたということになると思います。

○齊藤委員

外と言いますけれども、外のどこですか。

○(生活環境) 勤労青少年ホーム館長

外ですが、階段下のすぐ横の窓から近い部分になるのですけれども、そこで測定が行われました。

○齊藤委員

この4月20日ですが、この時点で生活環境部長が決めたと言いますけれども、環境課と協議をする、あるいは環境課の意見を聞く、相談する、すべきだという意見は参加者の中の誰からも出なかったということによろしいのですか。

○生活環境部次長

この4月20日、この時点においては、大気の濃度測定等の結果待ちという部分もございまして、環境課を交えて

という形の協議をすべきという意見は、この時点では出なかったということでございます。

○齊藤委員

4月23日午前9時に、先ほど答弁があった2カ所に設置された測定器具、先ほど話が出ていた測定器具を4月23日午前9時に設置したということですが、どのような器具で、設置されたものは何時間ぐらい測定をしたのか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

器具につきましては、なかなかどういったものかというのは説明できないですが、ただ、ポンプで空気を引っ張ってフィルターでアスベストをろ過捕集するもので、三脚でそこに設置して、高さ1メートルぐらいのものだったと思っております。

そして、階段下なのですけれども、9時から11時まで測定をしております。館外につきましては、9時5分から始まりまして13時5分までかかっております。

○齊藤委員

ポンプで空気を引っ張ってということですが、この時点は4月23日ですよ。4月23日午前9時からそういう測定を行ったのですよね。先ほどの説明で、4月17日、18日はマスクやフードをかぶって、ヘルメットはしなかったけれども、掃除機を使って吸い取らなければならないほどほこりが立ったと。4月23日午前9時の時点で、除去作業ないし剥離作業をやっていたときのほこりというのは、あったと思いますか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

ほこり自体は掃除機等で清掃しておりますので、きれいな状況になっておりました。

○齊藤委員

環境課に伺いますけれども、大気汚染防止法上の、かなっているかどうかは別として、今、建設部を通じて業者に依頼してこのような測定が行われたと。このような測定で、4月17日、18日の時点で剥離行為をやったときに、アスベストの飛散物が飛散していたのか、いなかったのかということについて、今のような4月23日午前9時から測定で、十分確実な内容が把握されると思われませんか。

○（生活環境）環境課長

ただいまの御質問なのですけれども、4月17日、18日に除去作業をした結果、23日に不検出だった結果との関係性についてということによろしいですか。

23日に測定しまして、大気の濃度は不検出であったということは事実なのですけれども、それ以前に大気中に飛散していたかどうかというのは、定かではないと考えております。

○齊藤委員

ですから、4月17日、18日の剥離行為が全く安全だったという証拠、あるいは危険がなかったのだと、職員や来館者に対して、その行為に危険がなかったかどうかということは証明できないのですよ。逆に言うと危険があった可能性は残るということによろしいですね。

○生活環境部長

本会議のときにも答弁させていただきましたけれども、検査の結果としては不検出であったと。これも一つ事実で、ただ、4月17日、18日の時点でアスベストが全くなかったのかということは断言できません。それについては、本会議の中でもそれは科学的根拠として断言できるものではないのでということで、17日、18日については、全くなかったというふうには考えておりません。

○齊藤委員

確認しておきますけれども、そういう危険、市民に、あるいは職員に危険が及ぶかもしれない大変なことがあったにもかかわらず、それを極端なことを言うと、先ほどおっしゃったのですが、5月17日まで森井さんに対して一言も報告していないということになるのですよ、こんな大変なことを。それでも問題なかったということですか。

○生活環境部長

先ほど来、答弁させていただいておりますけれども、4月20日の時点、それから26日の時点については、それぞれ判断をして、市長のお耳には入れなかったということです。5月17日に至りましては、大気汚染防止法違反であるということがはっきりわかりました。その上で、注意処分ということで、文書注意ということで、そういう処分も下されるのだということにつきましては、当然市長も含めて議会あるいは報道にも、これは発表しなければいけない事例だろうということで判断して、すぐその日のうちに市長には御報告をしたという流れでございます。

○斉藤委員

だから、4月17日から5月17日までの1カ月間、危険があるかもしれない内容を森井市長に何も言わなかったという話なのですよ。

4月24日、ひる石の定性分析の結果は、クリソタイル0.1%以上ということで、さらに定量分析と囲い込みが必要になったということで、その届け出のためにということで、環境課と建設部が協議を行ったということなのです。こういう対応で、現在いいと思っておりますか。

○生活環境部長

環境課に真っ先という部分も含めてなのかなと思うのですけれども、アスベストに関して、例えば青少年ホームでアスベストのひる石について傷つけましたよといったときに、現行、すぐ環境課に報告するという流れにはなっておりません。特にルールとしては決めてはしていないのですが、ただ、これまでの流れとして、傷つけてしまったということで、それをどういう形で補修するのか、囲い込み等を含めて何らかの工事をしなければいけないという状況の中で、建設部に連絡して状況を見ていただいていると。その中で、工事をするに当たって、作業の届け出等を大気汚染防止法に従って届け出しなければいけないという状況があるので、その時点で環境課に連絡を入れているということの流れで来ていると。そういう状況で来ているということですので、それについて今回特に間違った取り扱いをしたというふうに考えてはおりません。ただ、現実的に、4月13日時点で環境課に話をしていれば、こういうことは起きなかっただろうということは推測をしております。ですから、そういう部分を含めて、新しいマニュアル等の中で整備はしていかなければいけないのかなというふうには考えているところでございます。

○斉藤委員

だからだめだと言っているのですよ。要は、アスベストという認識がなかったのだったら、今の話はしようがないねとなるかもしれないのですけれども、ホーム館長も事務長も剥離行為を行った他の職員についても、アスベストを含むという認識があったわけですよ。あったにもかかわらず、1カ月間も、もう1カ月ではないかもしれないけれども、環境課に知らせないで、どんどん事態が悪化していったのですよ。

ですから、これは、再発防止策、マニュアル云々という話もありますけれども、マニュアル云々よりもそういうアスベストにかかわる事案が発生したら、まず第一報を環境課に入れると、環境課がまず判断するという、それこそ今までルールがなかったのだったら、そういうルールをつくってくださいよ。それを明確にさせていただいて、次の再発防止のマニュアルづくり云々に進むと。一番大事な今回の事案の教訓は、最大の教訓は、1回目、アスベストの事案が発生したら真っ先に環境課に知らせるのだと、これはやるかやらないかですよ。それをきちんと言ってください。

○生活環境部長

4月13日時点で、建設部に相談をしていますが、同様に削るという行為はなかったと、そのように考えております。ですので、真っ先に環境課に連絡するというルールをつくってくれということについては、今後の庁内のアスベスト対策委員会の中でマニュアルを作成していきたいと思っておりますので、その中でそういう御意見をいただいているということで進めたいと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎議案第 6 号小樽市税条例等の一部を改正する条例案について

まず、議案第 6 号小樽市税条例等の一部を改正する条例案について質疑を行います。

今回の条例改正は、国の地方税法改正に伴うものであります。法改正には、固定資産税及び都市計画税の税制特例措置など、必要と思われるそういった施策も含まれるものの、大部分は政府の主要な制度改悪を反映されたものであります。中でも、給与所得控除の上限を1,000万円から850万円に引き下げることについては、中間層への増税となる。こうしたことから国会でも我が党は反対したわけであります。

ここで伺うのは、給与所得控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げることについてであります。住民税基礎控除引き上げに伴って、所得金額によって算定基準が定められる、こうした制度への影響は想定されますけれども、どのような制度があるのか伺います。

○（財務）市民税課長

まず、市税に対する影響額ということで、給与所得控除と公的年金控除が10万円引き下げられると、今、委員がおっしゃったとおり、所得額も増加するというところでございます。

今回の改正によりまして、そのほかの影響される制度につきましてということでございますけれども、税法上の所得額をベースに算出しているものということでございますと、社会保障制度における各種の保険料などに影響があるというふうに考えております。具体的には、国民健康保険料ですとか介護保険料、そして後期高齢者医療保険料などが上げられるというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

そのとおりです。それで政府は、法施行日の2021年1月1日までに、社会保障制度等の給付や負担の水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないよう適切な措置を講じると、そういうふうに言っているわけであります。

ここで、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などが上げられるというふうに思うのですが、こうしたものが影響されるということでありますけれども、そうなりますと、被保険者への影響、これだけにとどまらず、本市の財政的にも影響があるのかなというふうに思います。このような影響をどのように想定されるのか伺います。

○（医療保険）国保年金課長

被保険者への影響についてでございますが、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者の保険料、それぞれ共通の話になるのですけれども、所得金額の変更ですとか、非課税の基準の改正が保険料に影響する可能性というのは考えられるところではございます。ただ、何らかの特例の措置が設けられる可能性もございます。それぞれの制度で、現時点では具体的にどのような影響が出るかというのはわかりませんので、税制改正に関連した国の動きを注視していくしかないと考えております。

○酒井（隆裕）委員

私は、被保険者への影響だけではなくて、本市の財政にも影響があるのではないかなというふうに言ったのですが、こうしたことについての情報は、どのようにつかまれているのかについて伺いたいと思います。

○（財政）財政課長

現在、私たちには、情報等の部分については、新聞報道等とかそういう資料とかでしかないのですが、今後何らかの情報が私たちでもつかめるような形になるかと思っておりますので、その際には、影響等について今後考えていきたいというふうに思っております。

○酒井（隆裕）委員

そうです。本当に国で適切な措置を講じてもらわなかったら大変なことになるわけなのですよね。しっかりと情報収集に努めていただきたいというふうに思います。

◎海水浴場について

次に、海水浴場についてお伺いいたします。

銭函で区域が重複する海水浴場の開設が北海道に届けられ、受理をされました。当該地域では、これまで銭函海水浴場が開設されておりましたけれども、今回、新たに札幌市で飲食店などを経営する方を中心に設立された、マリビーチ銭函が営業を行う予定だというふうに聞いております。まず、どういったことになっているのか伺いたしたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

このたびの報道がありました海水浴場の重複につきましてですが、海水浴場の開設については、届け出制で北海道が所管しており、後志総合振興局が窓口で、開設届は要件を具備していれば受け取ることになり、開設できるものと聞いております。例年、銭函海水浴場組合が開設しているエリアに、このたび別の団体からも重複する形で海水浴場開設届が提出されまして、これは建物の海岸占用許可とは別の手続ですので、エリアが重複することは可能であり、北海道がこれを受け取ったものです。

○酒井（隆裕）委員

こういうことというのは、今まで例がないというふうに思うのです。ただ、所管については北海道が受けてしまったということで、この辺は北海道の責任というものがあるのかなというふうには思います。

町会の方にお話を伺ったのです。そこで、町会の方に聞いたのですが、新たに開設されるそうした方から、今度海水浴場をやるのでということでお話があったそうであります。ただ、既に道に届けられてしまったものを町会としていいとか悪いとかというのは、やはり言えない。ただお話として聞いただけだという話だったのです。その方が心配されていたのは、今後トラブルなどは起こらないだろうかという不安の声でありました。このような心配の声を市長はどんなふうにお考えでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

現在、北海道では、両方の開設者から安全な管理運営体制がとれるかどうかについての確認作業を行っているところであるとお聞きしております。

新規開設者からは、住民にはトラブルのないよう、迷惑がかからないようにしてまいりたいというようなお話を伺っておりますけれども、市といたしましても、新規開設者と必要に応じて話し合ったいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

道がやるからということなのですよね。やはりそれでは、私は市としての責任を果たせないのではないかなと思います。

そこで、開設日というか海開きといいますか、それも、銭函海水浴場とは違うと聞きますし、それから営業の日数なども当然異なってくるのではないかなと思うのですが、そういったことも含めた全体の違いの情報とか、そういったものについては、市としてつかまれているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

現在、北海道が業者に連絡をとりながら確認作業を行っているところでありますけれども、開設日が違うことや開設エリアが異なることによる支障ということのないように、開設日につきましては同一の日、開設エリアについても同一エリアにするという方向で、今、協議を進めているということを伺っております。

そういった協議の状況につきましては、市といたしましても確認してまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

同一になるという話なのですけれども、地元の町会に話があったときには、やはり異なっていたのですね。新しくやるところのほうが早く開設されるということだったのです。

ほかにも心配されていることはたくさん聞かされました。例えば営業時間といたしますか、今まで銭函海水浴場の中では、そんな夜中まで騒ぐというようなことはほとんどなかった。だからこそ地域の方たちも安心していたという部分はあるけれども、果たして、今度新しく開設される方は守ってもらえるのだろうか。今、道とお話をされているという話、それはそうだと思うのです。そうした担保というのは、本当にあるのか。そういったことについては、どういった情報をつかまれているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

北海道との協議につきましては、それで進めていると伺っておりますけれども、新規開設者からは、深夜の営業ですとかイベントなどは行わないというふうにお聞きしておりますし、先ほども申しましたように、付近の住民の方には、御迷惑がかからないような形で進めてまいりたいというふうにご伺っておりますので、必要に応じて話し合っ
てまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

責任の所在というのは、非常にわかりづらくなるのです。今までだったら、銭函海水浴場でやられているということであれば、そちらにやはりお願いするという形になってくると思うのですが、同一エリアになってくるという形になった場合に、いや、私は銭函海水浴場を使っているつもりなのだけれども、実はマリンビーチ銭函だったとかという話は、そういった混乱というものは、本当に生じないのでしょうか。それは本当に大丈夫なのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

まさに海水浴場が重複したエリアで届け出が出るというのが初めてのケースというふうにご伺っておりますので、利用者に混乱のないような形にはなるように、まさしく今、北海道で、業者と協議を進めているというところでございますので、安全管理について特に重要になってくるかと思いますが、協議を進めているというふうにお聞きしておりますので、まずその中で業者が協議していただくことが重要と考えており、市としても情報の把握に努めてまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

この当該事業を行う方というのは、今まで銭函海水浴場の組合に入られていた方ですね。それで、先ほども話したとおり、小樽市民も入っていますけれども、代表を含めて大部分は札幌の方です。問題がなければ組合の中にとどまり続けたと思うのです。やはり何らかの理由があるからこそ、そこから飛び出して別のものを出したというふう
に。だからこそ本当にこれまでの銭函海水浴場として保たれていたそういったルールが本当に保たれるのかという危惧をしているわけなのです。

そこで、例えばおたるドリームビーチでは、さまざまな問題が発生して、その後独自にルールをつくりましたよね。同じように、こうした銭函海水浴場の中では、ルールといたしますか、そういったものは保たれるのだろうか。先ほど深夜営業はしませんかという話はしましたけれども、実際問題として、そこに来の方たちが騒いでしまっ
て、結果としてとめられなかったという形になってしまったら、ルールも何もないではないかということになって

しまうのです。そうしたから歯どめはあるのかとかの話をして、いや、北海道と今、協議をしている最中だからという話なのですけれども、市としてできることは一体何もないのですかね。開設者の問題は確かに北海道ですが、建設などというのは市のかかわりもありますし、観光の面では市もかかわりもありますし、そういった面で改めてお伺いしたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

先ほども申しあげましたように、新規開設者からは、深夜の営業やイベントは行わないという考えであり、付近住民の方には、特に御不便、迷惑をかけることのないように考えているということでお聞きしておりますが、市といたしましても連絡を取り合いながら、問題点等が起きていないか確認をして、そういった事象があれば改善を働きかけるなど、話し合ったいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

安心・安全な海というのは、本当に大事なことだというふうに思います。しかし、一方で新しい業者ができるということは、私は歓迎すべきことではないかなと思います。ただ、それは本当にそういった深夜営業とかしないとかいろいろなことも踏まえた段階での話ですよ。ただ、既存の方とも話し合いもされないまま勝手に、勝手にと言うとおかしいのですが、開設されて、そして町会にも話は、筋は通したのだからということやられてしまうということに、やはりなっはいけないと思うのです。しっかりと小樽市としても、北海道、関連機関とも連携して対応を行っていただきたいというふうに思います。

◎民泊について

民泊に関連してお伺いをいたします。

先日的一般質問で、自民党の中村吉宏議員からの質問、この中で、民泊新法に伴うもので、市のホームページにも了承が得られれば公開を検討したいというようなお話がありました。大変結構なことだなというふうに思っています。

ただ、一方で、そうしたホームページに掲載することをよしとしない、そうした方たちが出てきた場合には、そういった掲載は当然されないことになってしまうのではないかなと思いますけれども、確認したいと思います。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

ただいまの民泊新法の市のホームページへの掲載の件でございますけれども、民泊新法に届け出の施設につきましては、北海道のホームページには全件掲載がなされておりますので、小樽市のホームページからそこにリンクを張らせていただくことを考えております。

それとともに、市のホームページに宿泊施設一覧への掲載も事業者をお願いしてまいりたいと思っておりますけれども、今、委員から御指摘のあった掲載を断られた場合は、市のホームページには、事業者名とか、所在地のみならず、観光面で料金の目安だとか収容人員なども掲載してありまして、届け出がなされた民泊の新しい民泊施設にとって、観光客の利便性向上、それとか周知宣伝効果があるといった旨をその事業者にとってのメリットの高さを説明する。それと、新法にのっっている施設として、いわゆる闇民泊との差別化が図られるので、判別の目安になるという、こういった利点の部分を繰り返し説明して、粘り強く掲載していただくように依頼してまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

いや、北海道は全件載せると言っているのですよね。それであれば、市もそのままリンクを張るということなので、掲載を断るということにはならないのではないかなと思いますが、リンクを張る、それで終わりではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○（産業港湾）観光振興室長

今、委員から言われたように、一覧であれば、住所と新しい民泊新法にのっった施設ということであれば、道

へのリンクということですが、一方で、新しく届け出たところの料金ですとか収容人数ですとかそういったものについては、今、小樽市のホームページで、ホテル、ビジネスホテル、旅館、民宿、簡易宿泊所というカテゴリーで分けておりますけれども、その一つに民泊新法に基づく民泊施設というふうに記載してまいりたいというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

結局、そういった部分を除けば、今回のものに載ってこないものは、闇民泊のおそれが極めて高いということが見えてくるということで、大変私は結構なことだと思えます。

そこで、お伺いしたいのが、民泊新法に伴って、標識を表示しなさいということが法令化されております。そこでは詳しく何メートルのところにこういうふうなものを表示しなさいという形で出されており、30万円以下の罰則も科せられているほど厳しいものであるというふうに聞いております。

ただ、一方で、標識が表示されていないで営業されていた場合、例えば玄関の中に標識はあったのだけれども、外には全く見えない。今、想定されているのは、マンションなどの場合で、余り民泊ということを宣伝したくないという方、そういう場合でも、直ちに闇かどうかというのは、なかなかわからないのではないかなと思うのですけれども、そういった場合においても、すぐさま罰則という形になってしまうのか。単にその方が、いや、わからなかったのですという感じでも、罰を受けることはないと思うのですけれども、そういった潜ってしまう、見えなくなってしまいうという危険性は本当はないのかどうか確認をしたいと思えます。

○（保健所）生活衛生課長

まず、北海道に住宅宿泊事業法届出をすることになれば、受理された後で標識というものが北海道から届出者に交付されることになるのですが、それにつきまして、住宅宿泊事業法第13条で、標識を届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲げなければならないというふうに決められておまして、委員がおっしゃられたように、これに違反すると、罰則ということで30万円以下ということになっております。

一方、ガイドラインというものが国で示されておまして、その中には、「標識は、門扉、玄関等の、概ね地上1.2メートル以上1.8メートル以下で、公衆が認識しやすい位置に掲示することが望ましい」ということになっております。また、共同住宅の場合は、「個別の住居に加え、共用エントランス、集合ポストその他公衆が認識しやすい箇所へ簡素な標識を掲示することが望ましい」ということがありまして、北海道もマンションとか集合住宅に関しましては、ポストといいますか、個別のそういった部分に張るような標識も交付して、張るようお願いしているというのを聞いております。

○酒井（隆裕）委員

先ほど述べてもらったとおりなのです。「望ましい」なのです。実際にこれが本当に効力を発揮するのかわかるのは、まだわからないのです。やってくれなかった場合に、直ちに処罰だというふうには、なかなかないだろうと思うのです。なぜならば、そのガイドラインでも示されているとおり、そうしてほしい、望ましいというものとどまっているからであります。

この問題の一番本質になるのは、北海道が民泊新法の届け出を受けるにもかかわらず、その闇民泊を取り締まるのは、保健所設置市である小樽市がやらなくてはならないという、こういう矛盾が一番あるというふうに思います。この問題、もう少し本当はお話したい話なのですけれども、また次の機会に聞かせていただいて、私の質問はここで終わります。

○小貫委員

◎議案第3号平成30年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

議案第3号の後期高齢者医療制度の見直しにかかわる補正予算の関係ですけれども、もう既に後期高齢者の

お宅に配布されているものなのですよ。なのだけれども、今から議決をするということで、議決前に配布されているという経緯について説明していただけますか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

議決前に配布した経緯ということですが、この議案第 3 号の後期高齢者医療特別会計の補正予算といえますのは、平成30年度の後期高齢者医療制度の見直しにつきまして、被保険者の皆様に、厚生労働省が作成したリーフレットを郵送して周知するための経費でございます。これは、本年 3 月 5 日付の北海道後期高齢者医療広域連合からの文書でこの依頼があったものですので、当初予算編成に間に合いませんでした。しかしながら、今回の制度の見直しというのが、保険料の軽減特例の見直しと高額療養費の上限額の見直しに関する内容でしたので、保険料額の決定通知を 6 月 11 日に発送しておりますので、これに間に合わせなければならないということで、6 月 1 日付で発送して配布をしたものでございます。

○小貫委員

いや、もう少し、議決前なのだからお金はどうしたのかとそこまで説明していただけると。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

失礼しました。お金は、現行予算の中でとりあえず一旦やりくりするような形で支出しておりまして、足りなくなりますので、この第 2 回定例会で補正をするということになっております。

○小貫委員

要は流用したということだと思うのですが、それで、ただ、確かに 3 月 5 日付で来たということで、当初予算には間に合わないというのは明らかなのですが、ただ、当初予算議決前であっても、補正予算としては提出することができると思うのですが、これについてはいかがですか。

○（財政）財政課長

まず、補正予算で成立させるためには、既定予算などの当初予算が成立していることがまず大前提となっております。そして補正予算を提出して、そして当初予算を先に成立させていただいた後に、補正予算を議決すればいい形になりますことから、補正予算としての提出も確かに可能ではございます。ただ、今回のケースで言えば、先ほど後期高齢・福祉医療課長もお話しておりましたけれども、広域連合からの文書自体が、3 月 5 日ごろにこちらに届きまして、それに関する経費の関係で、通信運搬の関係については件数等もわかっておりますので、積算は割とすぐできたかと思うのですが、実際に封入・封緘などに、委託料の積算の関係がやはり時間を若干要しますので、今回の第 2 回定例会での補正予算提出になるものと判断したものであります。

○小貫委員

いや、その、結果としてこうなったというのは、それはやむを得なかったというのはわかったのですが、最初の部分の、要は補正予算提出の条件なのですが、議決後のほうが望ましい、だけど地方自治法上は、調整した後に生じた事由に対して補正予算を組むという定めだと思うのですが、そこをもう少し整理して教えてください。

○（財政）財政課長

通常ですが、当初予算の場合については、1 本という形で提案させていただきますけれども、当初予算を議決する前の段階であれば、補正予算、要するに今委員もおっしゃられた、調整してということで、補正予算案ということで、追加して提案することも当然可能であります。

○小貫委員

それで、中身について伺います。今回は、結局保険料の軽減について廃止するというのの一つですが、この負担増になる方は、どういう方で、どのくらいいらっしゃるのか説明してください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今回保険料の軽減割合の見直しというのが大きく2点ございまして、一つが、所得の低い方に対する所得割額の軽減の廃止ということになっております。こちらは、所得から33万円を引いた額が58万円以下の方が、平成28年度まで所得割が5割軽減されていたのですけれども、29年度、昨年度は、これが2割軽減となりまして、今年度からは、この軽減が廃止されるということになっております。この人数ですが、今年度の当初賦課時点における被保険者数が2万3,993人おりますけれども、この対象となっていた昨年度の当初賦課の時点でのこの軽減を受けていた方の人数は、2,632人となっております。

見直しの二つ目、これは廃止ではないのですが、後期高齢者医療制度に加入する直前まで被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合の見直し。こちらは、所得割がかからず均等割額が軽減されている方なのですけれども、この均等割軽減が28年度までは9割軽減でした。それが29年度、7割軽減となりまして、今年度からは5割軽減となります。この対象となる人数につきましては、今年度の当初賦課の時点で545人となっております。

○小貫委員

大体合わせると約3,200の方が負担増になってしまうということなのですが、それではどのくらい負担増になるかということなのですけれども、モデルケースで具体例を示していただきたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

どのくらい負担増になるのか、具体例をとということでございますが、北海道後期高齢者医療広域連合が、広域連合議会に提出した資料の中で上げられております、所得割軽減の廃止の影響を受ける例を御紹介いたしますと、単身世帯で年金収入のみの場合の例として、年金収入が168万円の方の場合、昨年度の年間保険料は2万円でしたが、今年度の保険料は2万3,400円と、3,400円の負担増となります。そして、所得割軽減の廃止の影響が最も大きくなる年金収入が211万円の方の場合ですと、昨年度の年間保険料が8万8,600円でしたが、ことは10万1,500円となりますので、1万2,900円の負担増となっております。

次に、被用者保険の被扶養者だった方の均等割額の軽減につきましては、これらの方の保険料は、昨年度は1万4,900円でしたが、ことは2万5,100円となりますので、1万200円の負担増となっております。

○小貫委員

年金が減らされているのに負担増がかなり押しかかるというのが今わかりましたが、そもそも先ほど最初に答弁がありましたけれども、所得割はもともと5割軽減だったと。それが2割になって、今回ゼロになると。そこで、5割軽減だったときと比較するとまずどのくらい負担がふえてしまうのか、これも一緒に示してください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

年金収入168万円の方の所得割軽減が5割軽減でした。平成28年度の保険料は1万5,300円でしたので、これと比較いたしますと、2年間で段階的に8,100円負担がふえたということになります。そして、影響が最大となる年金収入211万円の方の場合ですと、28年度の保険料が7万300円で、今年度は10万1,500円ですので、2年間で段階的に3万1,200円の負担がふえております。

○小貫委員

同様に、今度はもう一つのケースです。均等割ですが、もともと9割だった人が7割になって5割になるという話ですけれども、9割軽減だったときと比べると、どのくらい負担がふえるのか示してください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

被用者保険の被扶養者の方の平成28年度の保険料額は4,900円でしたので、今年の保険料額が2万5,100円となりまして、2年間で段階的に2万200円保険料がふえるということになります。

○小貫委員

もう一つの変更が、高額療養費の上限額なのですが、これについては対象になる人たちはどのくらいいるのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

高額療養費の上限額の変更ですけれども、6月8日時点で668人の方が対象になると見込んでいます。

○小貫委員

それで、その方たちが具体的にどのように負担がふえるのかも説明してください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

高額療養費の上限額の変更につきましては、一定以上の所得のある方は、現役世代と同様の医療費の負担をしていただくというものですけれども、現在課税所得が145万円以上の方の場合、外来のみの場合では、5万7,600円の月額上限となっております。入院もした場合には、世帯ごとに8万100円に医療費から26万7,000円を引いた額の1%を加えた額となっており、多数回該当の場合は、4万4,400円となっております。

これが8月からは、課税所得に応じて三つの区分が設けられまして、外来の場合の月額上限はなくなります。まず、現役Ⅰという課税所得が145万円以上380万円未満の区分の月額上限は変わりません。この区分の対象者は、6月8日現在466人となっております。次に、現役Ⅱという課税所得が380万円以上690万円未満の区分の月額上限は、16万7,400円に医療費から55万8,000円を引いた額の1%を加えた額となりまして、多数回該当となった場合は、9万3,000円というふうになります。この区分の対象者は、6月8日現在105人となっております。次に、現役Ⅲという課税所得が690万円以上の区分の月額上限ですけれども、25万2,600円に医療費から84万2,000円を引いた額の1%を加えた額となりまして、多数回該当となりました場合は、14万100円となります。この区分の対象者は、6月8日現在97人となっております。

○小貫委員

今聞いていると、物すごい高齢者に対してひどい仕打ちをするのが、これは市ではなくて国なのですが、やはりひどいなというふうに改めて聞いていて思ったのですが、こうやって高齢者に負担を押しつける制度に変えるということについて、市の見解としてはどうなのか示していただきたいと思います。

○医療保険部長

今、るる御質問ありましたとおり、高齢者の方についての負担は上がっているということとはございますけれども、ただ、一方で、例えば上限の380万円の所得を得るためには、給与に直しますと約550万円という形になります。給与で得るとすればです。となると、今の平均というのは、大体全国で400数十万円の給与収入ということでございますので、やはり現役並みの所得がある方については、まず一定程度負担もしていただくこと、こういう切り口もあるということは御理解いただきたいと思います。

社会保障費がこれからずっとふえていく中で、この後期高齢者医療制度も持続可能な制度にしていくことにつきましては、一定程度国でもこういった負担能力のある方には負担をしていただいて、制度を安定的に守っていただくこと、こういう考えのもとに行われたものというふうに考えてございます。

また、同時に、全国市長会でも、保険料の上昇を抑制する措置として、国の責任において十分な財源措置をすること。それから被保険者の負担感に十分配慮すること。こういった要望を出しているところでございますので、御理解いただきたいというふうに考えております。

○小貫委員

余り理解できないような答弁でしたけれども、基本的には、やはり医療というのは国が責任を持ってお金を出すというのが必要だなと思います。それで、先ほどの酒井隆裕委員の質問で、議案第6号の問題では、特例が設けられるのではないかみたいなことを言っていましたけれども、特例がこうやって廃止された結果はこれなので

すよね。本当にあてにならない国の姿勢だなということで、問題ですということだけ述べて、次の質問に移ります。

◎議案第12号小樽市冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案について

議案第12号小樽市冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案ですけれども、本会議で質問したら、市長は、議員が勝手に出したのだから、僕知りませんと、こういう答弁だったわけですよ。市長が政策議論をしたいと常日ごろからおっしゃっていらして、具体的にそうしたら条例案で示したら、こんな態度をとられてしまったと。一体どちらなのだというふうに私は思うのですけれども、このことについては、改めて別に市長に何か聞くつもりはございません。この間、珍しく私は、党の議員としては、余り街頭で訴える機会がないのですけれども、金曜日から何か連日訴える機会になってしまいまして、この事例を紹介して、余りにも情けないと思いませんかということで、市民に訴えかけているのですが、けさも市長が来るタイミングでちょうど駅前でしゃべろうかなと思ったら、市長が歩いているところ、ちょうど加計問題の問題を少ししゃべっているところで、この問題に当たらなかったのですけれども、余りにも私はふざけた答弁だったということで話しておきました、市長が行った後に。

それで、だからこういう答弁については、市長は地方自治法第112条に定められた議員の提案についてそういう認識をお持ちだということでありますので、これは事実としてそういうことで押さえておきたいと思えます。

◎除雪費予算について

それで、具体的にいろいろ聞いていくのですけれども、まず除雪費の予算計上の問題です。ほかの議員の答弁を少し引用して悪いのですけれども、本会議の面野議員への答弁で、除雪費の予算計上について来年度以降どうすべきかということは、皆様に投げかけさせていただきながら判断すると、こういう答弁をしていたのです。これ、私は、本当は私の代表質問の再質問でやろうかなと思っていたのですけれども、地方自治法上の観点から抜けていると思います。昨年の第1回定例会で、私の質問に、この除雪費の予算計上について、予算の調整は一会計年度1回を適当とするのが原則でありますと、こういうふうに市長がみずから答弁していたわけですね。

再度確認したいのですけれども、地方自治法上の予算の原則を説明してください。

○（財政）財政課長

地方自治法上の予算の原則につきましては、幾つかございます。予算の事前議決の原則とか予算公開の原則とか。今、小貫委員がおっしゃられました単一予算主義の原則とか、あと総計予算主義の原則というものもございまして。

実際、地方自治法上において、歳入歳出予算につきましては、その予定額全額を計上しなければならないものというふうになっておりますので、必要な事業については、当初予算にその必要額を計上するべきものと考えられております。

来年度につきましては、骨格予算という形になりますが、実際にどのような事業を当初予算から盛り込んでいくのかについては、新年度予算の時点において、各原部のお話を聞いた上で判断していくような形になると考えております。

○小貫委員

来年度予算の話がこの後もう一回質問しようと思ったのだけれども、先に答えられてしまったのですが、自治法上は本来使うべき事業、この小樽で除雪をやらないということはありません話なので、その問題については、当初予算で盛り込むというのが必要なのですよ。その検証が終わっているかどうかという話ではなくて、事業をやるのだから、それは当初予算で盛り込む。だから、この間ずっと当初予算で盛り込むべきではないかと共産党は指摘してきたわけですね。そのことについて、財政課、どうでしょうか。

○（財政）財政課長

今、お話しさせていただいたとおり、予算の部分については、必要な予算というのは当然当初予算で計上すべきものだと私たちも考えております。実際に除雪の関係については、ここ2年間とか当初予算に計上をするために、実際には除雪の内容の精査、前年度、前々年度の状況等を把握した形で、予算を計上していきたいということで、今回の平成30年度予算につきましても、当初予算で計上するという形、提案させていただきましただけども、3月20日の修正可決によって、地域総合除雪の部分を除いた形で、現状可決をしていただいております。

私たちは、今、最初にお話ししましたけれども、基本的にはどのような予算、それは除雪費用に限らず、必要な予算というものは、当初予算で計上していくことが地方自治法上にも書かれている精神だというふうに考えております。

○小貫委員

そういうことだから、自民党も本会議で言っていましたが、さっさと補正予算をこの定例会に出していただくということが必要だと思いますので、その旨これから、きょう、今回珍しくとまっていますけれども、余り。時間がないかもしれませんが、努力していただくよう訴えまして、私の質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。